

垂水市住宅リフォーム促進事業に係る登録工事業者の募集について

「垂水市住宅リフォーム促進事業」は、この補助事業で定める「工事業者」に登録された市内事業者を利用し、自らが所有かつ居住する個人住宅のリフォーム工事を行った方に対して、工事費用の一部を補助するものです。この補助事業を利用される方からリフォーム工事を受注したい事業者は、あらかじめ「工事業者」の登録手続きが必要となります。

1 登録資格

1年以上垂水市内に主たる事業所等(本社又は本店)を有する会社又は個人事業者で、継続して事業を実施している者

2 申込み・問い合わせ

申込み 土木課 建築係 TEL32-1111(内線340)

受付期間 令和6年4月1日(月)～

※受付は随時行います。

受付時間 土曜日、日曜日及び祝日を除く8時30分から17時15分まで

問い合わせ 土木課 建築係 TEL32-1111(内線340)

3 登録方法

指定する申請書及び添付書類を土木課 建築係へ提出してください。

※申請書は、土木課 建築係又は本ホームページより入手してください。

添付書類は、次のとおりです。

- ・登録工事業者申請書
- ・住民票(法人は登記事項証明書)
- ・市税等の滞納がないことの証明(納税証明書)

※個人事業者の場合は、上記の書類以外に下記の書類も添付してください。

- ・確定申告書(一表)の写し又は市民税申告書の写し
- ・決算書(一面)又は収支内訳書(一面)

ただし、次の要件に該当する場合手続きは申請書のみ提出してください。

※ 垂水市建設工事指名競争入札の参加資格審査及び指名基準等に関する要綱(平成10年訓令第8号)第2条に規定する入札参加資格を有する者